

質問に お答えします

問 我社は、高齢者の占める割合も高く、健康診断の結果は有所見者が5割を超えています。その中で二次健康診断の通知が来た社員のうち数名が、「元気だから……」「忙しいから……」と二次健康診断を受けてくれません。会社はどういう対応したらよいのでしょうか？

答 定期健康診断については、労働安全衛生法に基づき社員に受診を強制することができますが、定期健康診断についての義務付けられています。

1、健康診断結果報告義務

（労働安全衛生法第66条第5項）、二次健康診断については受診を義務づけるための法令上の根拠がありません。しかし、社員に何らかの異常所見があることを知りながら、通常どおり業務を行わせた結果、その社員が倒れたり亡くなったりした場合に、会社は「安全配慮義務」違反を問われ、損害賠償請求されることもあります。

したがって、就業規則などに「会社が必要と判断した場合は、再検査を命じることがある」といった旨の規定を定めており、健康を悪化させないような配慮が求められます。

定期健康診断等を行つたときは、健康診断個人票を作成し、これを原則として5年間保存しておなく必要があります。また、健康診断を受けた社員に対し、遅滞なく、当該健康診断結果を通知しなければなりません。

「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取り組みについて」（平成22・3・25基発0325第1号）



健康診断実施後の会社の対応

（労働安全衛生法第66条第5項）、二次健康診断については受診を義務づけるための法令上の根拠がありません。しかし、社員に何らかの異常所見があることを知りながら、通常どおり業務を行わせた結果、その社員が倒れたり亡くなったりした場合に、会社は「安全配慮義務」違反を問われ、損害賠償請求されることもあります。

定期健康診断等を行つたときは、健康診断個人票を作成し、これを原則として5年間保存しておなく必要があります。また、脂質異常、高血圧等の項目に異常所見のある人については、過労死等のリスクが高いということです。厚生労働省は有所見率を下げる点を重視しています。

近年、企業が従業員の健康管理を経営課題として捉え、健康保持・増進に向けた活動に積極的に取り組む「健康経営」の考え方方が広まりつつあります。従業員の健康は安全管理にかかるリスク管理だけでなく、労働生産性の向上や組織の活性化、優秀な人材の確保などを通じた企業価値の向上が期待されるからです。

が心配になりますが、職業性疾病としての熱中症の予防においても、有所見の改善が重要です。

2、健康診断結果の記録及び健康診断結果の通知

また、脂質異常、高血圧等の項目に異常所見のある人については、過労死等のリスクが高いということです。厚生労働省は有所見率を下げる点を重視しています。

また、健康な従業員が増えれば、従業員の家族の幸福につながります。職場の一人ひとりと職場全体が健康に関心を持つことが大事ではないでしょうか。

3、医師等からの意見聴取、健康診断実施後の措置

毎年夏になると熱中症

健康診断結果に基づき、医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは、就業場所の変更、配

屋内作業も
熱中症に注意！

定期健康診断後には、定期健康診断後に次の事項が義務付けられています。

会社には、定期健康診断受診後に次の事項が義務付けられています。

1、健康診断結果報告義務